

規制シート

(別紙1)

170199900510002

平成27年11月6日

規制の名称	養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止	所管府省	農林水産省
根拠法令等	持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条の2から第11条まで	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費・安全局畜水産安全管理課長 磯貝 保
規制目的	特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<p>国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部にのみ発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものを「特定疾病」として定め、以下の措置を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者等は、特定疾病の発生を発見した場合、都道府県知事に届け出なければならない(第7条の2第1項)。 ・ 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、特定疾病に感染した水産動植物等について、その所有者等に対し、当該水産動植物の移動制限・禁止、焼却・埋却等による処分、施設の消毒等を命じることができる(第8条第1項)。なお、都道府県知事は、この命令により損失を受けた者に対し、補償をしなければならない(第9条第1項)。 ・ 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するために必要があるときは、その所有者等に対し、養殖水産動植物について、都道府県知事の行う検査・注射・薬浴・投薬を受けるべき旨を命じることができる(第9条の2第1項)。 ・ 都道府県知事は、伝染性疾病の予防に必要と認めるとき、養殖業者等に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる(第10条、11条)。 	関連する予算	消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備(平成27年度予算:2,062百万円の内数):都道府県が持続的養殖生産確保法に基づき行うまん延防止措置等に要する経費を支援。

規制の最近の改廃経緯	養殖業者等による特定疾病の届出義務の新設等(平成17年法改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>伝染性疾病の発生による損害を最小限に抑えるためには、発生の早期発見及び迅速なまん延防止措置により感染拡大を阻止することが重要であり、本規制を維持することが必要。</p> <p>本改正前である平成15年には、我が国初のコイヘルペス感染を確認したところ、早期発見及び迅速なまん延防止措置を講じることができず、瞬く間に、全国に感染が拡大してしまった。全国的な清浄化は極めて困難となり、例えば、錦鯉の輸出に当たっては、養殖場ごとに無病証明の添付が必要となっている。また、平成27年3月には、レッドマウス病が発生し、本法に基づき、まん延防止措置が講じられたところである。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	なし		
次の見直し時期	平成32年度目途		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>